

第8回議会改革度の向上及び議会基本条例の改正に関する 検討プロジェクト会議 概要版

日時：H30.3.30(金)13:08-13:16

場所：議事堂6F601特別委員会室

出席者：議会改革度の向上及び議会基本条例の改正に関する検討プロジェクト会議委員
(10名)

事務局 稲垣企画法務課長、長崎法務監、服部班長

資料：第8回議会改革度の向上及び議会基本条例の改正に関する検討プロジェクト会議
事項書

資料1 「三重県議会基本条例の一部改正（案）」に対する意見募集
（パブリックコメント）（案）

<議事概要>

委員：ただ今から第8回議会改革度の向上及び議会基本条例の改正に関する検討プロジェクト会議を開催する。3月20日の代表者会議で本プロジェクト会議の提案どおり議会基本条例の改正を行うことが決定され、また、条例改正手続きも議会改革推進会議で行うことが決定された。条例改正を議会改革推進会議で行うこととなった場合には、本プロジェクト会議で引き続き、行うことが役員会で決定しているところである。ついては、条例改正を行うにあたり、「三重県議会基本条例の一部改正（案）」に対する意見募集（パブリックコメント）（案）を資料1のとおり作成したので、まずは事務局から説明させる。

事務局：それでは私の方から資料1に基づいて、「三重県議会基本条例の一部改正（案）」に対する意見募集（パブリックコメント）（案）の説明をさせていただきます。1ページをご覧ください。「1. 意見募集の趣旨」であるが、三重県議会では、平成29年9月に「議会改革度の向上及び議会基本条例の改正に関する検討プロジェクト会議」を設置し、議会改革度の向上及び議会基本条例の改正に向け検討を行ってきた。このたび、プロジェクト会議において、近年の災害等の大規模化等を踏まえ、「大規模な災害その他の緊急事態への対応」に関する基本的な規定を議会基本条例に盛り込むための「三重県議会基本条例の一部改正（案）」を取りまとめたので、「一部改正（最終案）」の作成に向けて、広く皆様からのご意見を募集するものである。「2. 意見募集の期間」としては、平成30年4月4日（水）8:30から平成30年5月7日（月）17:15まで（※必着）とする。「3. 参考としていただきたい資料」は、三重県議会基本条例の一部改正（案）と現在の三重県議会基本条例である。また、資料は、

インターネットの現在の三重県議会ホームページのほか、土、日、祝日を除く意見募集期間中の8:30から17:15まで三重県議会議事堂受付（三重県議会議事堂1階）と三重県議会事務局（三重県議会議事堂2階）と各三重県庁舎で配布する。

「4. 意見の提出方法」としては、意見記入用紙に名前、住所、連絡先（電話番号等）及びご意見を記入のうえ、郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法により、「7. 意見の提出及び問合せ先」まで、送付いただく。なお、電話及び口頭によるご意見は受付できないので、ご了承ください。

続いて、2ページをご覧いただきたい。「5. 提出いただいたご意見の取扱い」については、提出いただいたご意見は、「一部改正（最終案）」を作成する際の参考とさせていただくとともに、ご意見の概要等を後日、三重県議会のホームページにおいて公表する。なお、ご意見を提出いただいたご本人への個別の回答は行わないこととしている。「6. 個人情報等の取扱い」としては、ご記入いただいた内容は、このパブリックコメントに関する業務のみで使用するとし、住所、名前、連絡先等の個人情報については、三重県個人情報保護条例に従って適正に管理し、公表はしない。また、提出されたご意見で、公表することにより、個人又は法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものについては、その全部又は一部を公表しない。「7. 意見の提出及び問合せ先」については、三重県議会事務局企画法務課法務班である。

続いて、3ページから4ページの、三重県議会基本条例の一部改正（案）については、代表者会議で説明しているので説明を省略する。5ページから12ページは、現在の三重県議会基本条例を参考として添付している。13ページは意見記入用紙である。

委員：それではただいまの説明について、ご質問やご意見等はあるか。

委員：「三重県議会基本条例の一部改正（案）」に対する意見募集（パブリックコメント）を行うということは、記者発表するのか。

事務局：報道へ資料提供をする。

委員：それでは、只今説明のあった「三重県議会基本条例の一部改正（案）」に対する意見募集（パブリックコメント）（案）のとおり進めていくことといたしたいが、よろしいか。

(「はい」の声)

委員：それでは、そのようにする。本日予定していた議題は以上であるが、ほかに何かあるか。特になければ、次回のプロジェクト会議の日程については、正副座長で協議のうえ、改めてご連絡させていただく。本日の会議はこれで終了する。